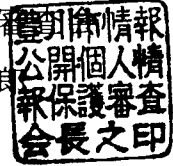


豊情個審第13号
平成24年1月10日

倉橋英樹様

豊川市情報公開・個人情報保護審
査会
会長 武田真一



答申第22号の写しの送付について

あなたが平成23年10月11日付けで豊川市監査委員に対して行った異議申立てについて、豊川市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問に対する答申を豊川市監査委員にしたので、豊川市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条の規定に基づき答申書の写しを送付します。

なお、本審査会が豊川市監査委員にした答申は、異議申立てに対する決定ではありません。

(連絡先)

担当 豊川市情報公開・個人情報保護審査会事務局 (佐野)

(豊川市総務部行政課内)

電話 0533-89-2123 (内線1254)

1 審査会の結論

実施機関は、一部開示の決定を取り消し、非開示とした部分を開示すべきである。

本件文書以外に取得した文書はないという実施機関の決定は妥当である。

2 事案の概要

本件異議申立ては、異議申立人が平成23年9月20日付けで豊川市情報公開条例（平成13年豊川市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき行った「豊川市監査委員が、住民監査請求の監査において取得した一切の文書」の開示請求に対して、同月29日付けで実施機関が行った公文書一部開示決定を取消して全部開示を求めるとともに、本件公文書（実施機関が同日付で公開した公文書をいう。以下同じ。）以外にも取得した文書があるとしてその開示を求めるといものである。

3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 調査票（本件公文書のうち、選挙運動用ポスター作成費の内訳金額が記入されたものをいう。以下同じ。）では、総額が開示されているため、単価の部分を開示したところで競争上の不利益とはならない。
- (2) 選挙運動用のポスター作成費の内訳金額を、豊橋市においては全て開示している。
- (3) 税金を使って作成されたものについて、その内訳金額が非開示というのは理解できない。
- (4) 現行の情報公開条例では、住民に情報を開示することで住民と自治体とが対等な関係を築き、理想的な社会を築いていこうとする目的があるのに、法人の利益だけを守るのは、情報公開条例の趣旨に反する。
- (5) 本件公文書だけを根拠として、住民監査請求に対する監査結果を出せる

とは考えられないので、他にも取得した文書があるはずである。

以上のことから、実施機関は、非開示とした部分を開示するとともに、本件公文書以外に取得した文書を公開すべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

調査票の単価の部分については、一部の事業者が今後の営業活動に支障があるとして開示することに同意しなかったため、非開示としたものである。そもそも、住民監査請求を始めとする地方自治法に基づく監査委員の監査は、関係者の任意協力の基に成り立っている制度であるから、関係者が提出した資料や情報を同意なしで公開することはできない。この信頼関係を崩せば、現行の地方自治法の監査制度は、本市において成り立たない。

以上のことから、調査票の単価の部分については条例第7条第3号アに該当するので、開示すべきでない。

また、本件公文書以外に、住民監査請求を行うために取得した文書は存在しない。

5 審査会の判断

条例第7条第3号アは、法人等又は事業を営む個人の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報を開示することによる不利益を防止するという観点から、事業者の非開示情報としての要件を定めたものである。そして、開示請求の対象となる情報が、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報かどうかは、事業の性質や事業者の権利・利益の内容及び事業活動における当該情報の性質等に応じ、適切に判断する必要がある。

本件情報は、公費から支出された選挙ポスター作成費用の内訳を示すだけのものであり、これを開示することによって事業者の権利や競争上の地位を害するものとは認められない。実際に、豊橋市では内訳をすべて公開している。そもそも税金から支出されている費用であるから、本来は市民に開示すべき情報である。また、実施機関は、非開示部分について一部の事業者から

営業活動に支障があるので開示しないで欲しいと要請があったと説明するだけで、事業者にどのような不利益が生ずるおそれがあるのかについて具体的な説明をすることがなかった。

以上のことから、当審査会は、本件非開示部分が条例第7条第3号アに該当する情報には該当しないと判断する。

なお、異議申立人が存在を主張する本件文書以外の文書は具体的に特定されていないところ、当審査会は、本件文書以外の文書の存在を確認することはできなかった。

よって、審査会の結論は前記のとおりとする。